

# EUにおける有機農業拡大・農薬使用削減目標の実現可能性と貿易へのインプリケーション<sup>(1)</sup>

—Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略、欧州生物多様性戦略2030—

国際領域 桑原田智之

## 1. 欧州グリーン・ディール、Farm to Fork 戦略等

2019年12月に発足した欧州委員会の新体制は、EU経済社会を持続可能なものとするための多岐にわたる包括的な構想である「欧州グリーン・ディール」を最優先課題として掲げました。同構想は、脱炭素と経済成長の両立を目指すものであり、経済復興に気候政策を融合させようという考え方である「グリーン・リカバリー」が世界的な潮流となる中、その重要性に一層注目が集まっています<sup>(2)</sup>。

2020年5月に欧州委員会が公表した「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」（以下「F2F」）は、生産から消費までのフードシステムを公正で健康的で環境に配慮したものを目指すものであり、欧州グリーン・ディールを実現するため農業部門において核になるものと位置付けられるものです。多岐の分野で野心的な目標等が示されています。以下では、有機農業や農薬に焦点を当てて目標の実現可能性や貿易へのインプリケーション等について紹介します<sup>(3)</sup>。

## 2. 欧州における有機農業に係る現状と見通し

有機農業については、F2Fと生物多様性戦略の双方において、「2030年までに全農地の25%を有機農業とするための取組を後押し」するとの目標が掲げられています。第1表は、EU域内の全農地に占める有機農業面積のシェア（以下「有機面積割合」）の目標年次（2030年）の数値を、近年の実績値等を基に、三つのシナリオの下で試算したものです。ケース1は、2012年～19年における有機面積割合の年平均増加率（5.4%）が2030年まで継続すると仮定したのですが、同年の有機面積割合は15.2%にとどまります。ケース2は、2015年から16年における増加率（8.1%：2012年以降の最大年間増加率）が2030年まで継続すると仮定したのですが、同年の有機面積割合は20.0%にとどまります。2030年に25%の有機面積割合を達成するには、毎年の伸び率を一定と仮定すると毎年10%以上の増加率（10.30%）が必要との計算になります（ケース3）。このように実現に向けては、近年にない増加ペースが必要であり、欧州委員会関係者も、目標は難易度が高いものであり、加盟国によるCAP戦略計画（各加盟国の農業政策の具体的な計画を示すもの）の立案・実施を通じた強いコミットメントが求められるとの認識を示しています。

第1表 EU27か国の有機面積割合と増加率及び有機農業に係る「25%目標」と3ケースの試算

	2012	2013	2016	2019
シェア	5.9%	5.9%	7.1%	8.5%
年間増加率		0.5%	8.1%	5.7%
	2019	2022	2025	2030
【ケース1】2012年から19年までの増加率年平均（5.4%）継続時	8.5%	9.9%	11.7%	15.2%
【ケース2】2012年以降の年最大増加率（2015年から16年）（8.1%）継続時	8.5%	10.7%	13.5%	20.0%
【ケース3】2030年25%を達成するのに必要な年平均増加率（10.3%）継続時	8.5%	11.4%	15.3%	25.0%

資料：Eurostat, Devuyst（2020）を基に筆者算出の上作成。

注：2020年以降の試算値を用いるに当たって使用された数値のうち2019年の数値は見込み値。

## 3. 有機農業に係る課題、目標達成に向けた動き

EU加盟国ごとに有機面積割合（2019年）をみると、ドイツ（7.75%）、フランス（7.72%）においてEU全体平均（8.49%）を下回る水準であり、これら農業主要国における一層の取組拡大が供給サイドの底上げに向けた課題の一つと考えられます。

また、有機面積割合が最も高いのはオーストリア（25.3%）ですが、同国国内では供給サイドほどには市場の需要は強くなく、販売先は穀物・ミルク等を中心にドイツ・スイスへの輸出に依存しています。欧州委員会は「有機農業部門が確固とした（solid）均衡を維持するため、市場における需要と生産がそろって成長することが不可欠」との認識を示しており、消費・生産両面から、EU域内全体として、いかにバランスある発展を拡大的に図っていくかが課題と考えられます。

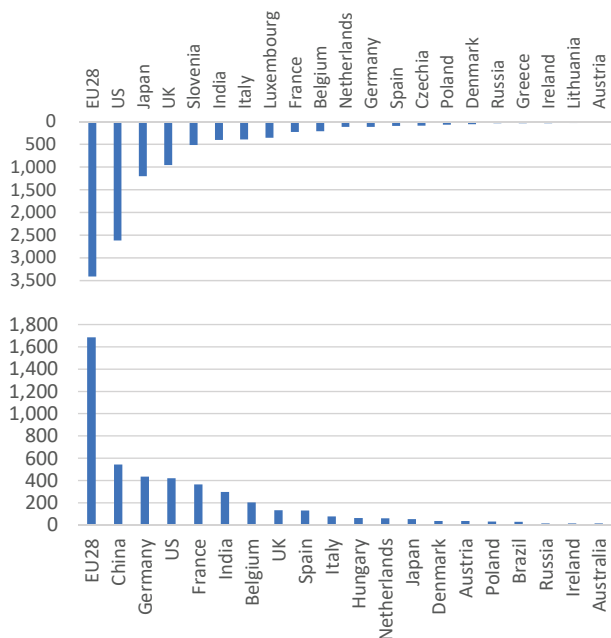
目標達成には、支援施策の充実、市場環境整備等適切な制度設計、CAP戦略計画等を通じた効果的な政策運営の実施等が必要と考えられます。欧州委員会公表の有機農業に係るアクション・プランのためのロードマップ（2020年9月）においては、加工・小売段階を含めた消費増大の重要性、普及促進活動やグリーン公共調達を通じた消費者の信頼確保の重要性、生産への更なるインセンティブや、トレーニング・研究開発の必要性等が示されました。また、制度設計としては、公正な競争確保、不正防止、消費者の信頼確保等を目的とした新たなEU規則（有機の生産及び有機製品の表示に関する規則）が2022

年1月1日に施行予定です。引き続きこれらの動向に注視する必要があります。

#### 4. 欧州の農薬使用の現状、依存低下への動き

農薬については、F2Fと生物多様性戦略の双方において、「2030年までに化学農薬の使用とリスクを50%削減」、「2030年までにより有害な農薬（more hazardous pesticides）の使用を50%削減」との目標が掲げられています。欧州各国における農薬使用の状況は、英国離脱前のEU28か国平均の面積<sup>(4)</sup>当たりの農薬使用量は3.09kgであり、日本（11.76kg）や中国（13.07kg）を下回る一方、世界平均（2.63kg）や米国（2.54kg）を上回る状況です。EU加盟国間で比較すると、最も少ないルーマニア（0.77kg）から最も多いキプロス（8.21kg）まで大きなばらつきがある状況です（2018年、ha当たり）。

従前からEUにおいては「持続可能な農薬使用を達成するための欧州共同体の活動に係るフレームワーク構築に関するEU指令」（2009年）が適用されていますが、ほとんどの加盟国において同指令に係る計測可能な目標設定が行われておらず、また農薬への依存低下に必要と考えられる総合的病害虫管理（以下「IPM」）の導入等も進展していないとされています。CAP見直しにより、同指令と関連した補助金のインセンティブ支払いはIPMの導入等が義務的な原則になることが見込まれており、F2F等における農薬目標の実現との兼ね合いからもEU各国における農薬使用など農法等の変化に注視が必要と考



第1図 EU28か国及び主要国のHazardous Pesticides輸出額（上段）（単位：10,000百万ドル）及び農産物輸出額（下段）（単位：10,000百万ドル）（2018年）

資料：FAOSTATを基に筆者作成。

注. (1) EU加盟国は上位国のみ表示。

(2) Hazardous Pesticides輸出額：ブルガリア・キプロス・マルタはデータが存しないため「EU28」はEU25か国（含. 英国）の数値を筆者集計。豪州・中国はデータが存しない。

えられます。

#### 5. 欧州の農薬貿易：現状とインプリケーション

欧州の農薬輸出金額は中国・米国等を大きく上回る水準ですが、他方例えばFAOSTATにおける「Hazardous Pesticides（有害な農薬）」（該当物品は1998年署名のロッテルダム条約において規定<sup>(5)</sup>。以下本稿において同じ）に限定すると、その輸出金額は米国等を大きく上回る水準ではありません（注：中国は統計値なし）。また、Hazardous Pesticidesの輸出額においては、英国離脱前のEU28か国の約4分の1を英国が占めており、英国離脱後のEUは、その農薬輸出額に占めるHazardous Pesticidesの割合は一層低下することが見込まれます。

こうした交易状況の中、今般F2Fにおいて「より有害な農薬（more hazardous pesticides）<sup>(6)</sup>の使用を50%削減」等が盛り込まれたことを踏まえると、今後EUとしては、a. 域内においては、持続可能な農業により生産された製品の流通を図るためのルール形成、支援等を行うとともに、b. 対外交渉においては、貿易協定等を通じて他国にEUモデルの採用を促すこと等を通じて、農薬に係る国際ルール形成においてイニシアティブ発揮を目指す可能性も考えられ、引き続き動向を注視が必要と考えられます。

注(1) 本研究の成果全体は桑原田（2021）（2021年2月22公表）参照。

(2) 山本（2020）

(3) 目標の達成度合い計測等における尺度等は明確化されていません。本稿では便宜上第1図等で示した数値を使用しました。

(4) FAOSTATの定義によると、耕作地と永年作物地を合計したものです。

(5) ロッテルダム条約では35物品を「hazardous pesticides」として列記。

(6) F2Fにおけるmore hazardous pesticidesとロッテルダム条約上のhazardous pesticides該当品目は厳密には相違。

#### 【参考文献】

桑原田智之（2021）「EUにおける持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組 —『欧州グリーン・ディール』、『Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略』、『欧州生物多様性戦略2030』—」。

[https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/210222\\_01.pdf](https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/210222_01.pdf)（2021年2月22日アクセス）

山本麻紗子（2020）「ポスト・コロナの農業と食」みずほ情報総研。

<https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/column/2020/0624.html>（2021年2月1日アクセス）

European Commission（2020）*Factsheet: From farm to fork: Our food, our health, our planet, our future*,

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs\\_20\\_908](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs_20_908), accessed 1st of February 2021.

Pieter Devuyt（2020）*Analysis: Can the EU meet its new 25% organic target?*, HIS Markit,

<https://ihsmarkit.com/research-analysis/article-can-the-eu-meet-its-new-organic-target.html>, accessed 1st of February 2021.